

狛江泉親会のチャレンジ

会員 小松 雅彦 (36期)



地域の弁護士グループを作ろう ～狛江泉親会の誕生～

平成10年、私の住んでいる狛江市で、地域の弁護士グループを作ろう、町で会ったら挨拶できる関係を作ろうといった発想で、「狛江泉親会」(以下、「泉親会」と言います)ができました。呼びかけ人は、吉田健(東弁会員)、木津川迪治(一弁会員)、若柳善朗(二弁会員)各弁護士です。現在の会員は狛江市在住の弁護士二十数名です。

狛江市は地図上は世田谷区の西の外れにちょこんとくっついています。人口は約7万8000人。面積は全国の中では3番目に小さい市です(人口密度は高いですが)。多摩川と野川に挟まれ、比較的自然に恵まれていて、農地もある程度残っています。工場などは次第に郊外へ移転していき、跡地にマンションが建っています。市の財政はかなり赤字です。多摩川の堤防の決壊、市長のバカラ賭博と逮捕などでマスコミを賑わしたことがあります。小さな市なので、自転車で半日もあれば全体を回れてしまいます。住民運動が比較的盛んな地域だと私は感じています。

市民法律講座が徐々に浸透 ～司法改革を身の回りから～

泉親会は、当初は総会と称した懇親会をやるだけ

でした。しかし、飲んでるだけでなく、司法を市民に身近なものとする司法改革を、身の回りから実践する有益な活動もしようということになり、狛江市に後援してもらい、平成13年から市民法律講座を開催するようになりました。私はこの市民法律講座の事務局をしています。

講座の内容は、当初は毎月1回の講演で、土曜日の2時間、場所は、公民館でした。講師は泉親会会員がボランティアで交代で担当しました。テーマは、相続遺言、借地借家、売買、離婚、交通事故その他民事、家事関係で網羅的なものです。以来、現在まで毎年開催しています(後に市は後援から共催へ)。

21年度は、裁判員ビデオ上映説明会1回、講演2回、法律相談会2回です。開始当初に比べ、相談会、裁判員ビデオ上映説明会は増えましたが、講演会を減らしました。相談会は、市内在住の税理士・社会保険労務士のボランティアの協力を得たり、通訳の協力を得て外国人相談もしました。なお、講座の講演直後に1人5分～10分程度のミニ法律相談会を続けて行います。

5年前からやっている裁判員のビデオ上映会は毎回二十数名程度の参加があります。今まで使用したビデオは、日弁連作成2本、最高裁作成3本、法務省作成1本です。ビデオを上映して、ビデオを一旦止め、参加者の意見を聞く「模擬評議」も行っています。また、ビデオの上映とあわせて裁判員制度の説明と質疑応答もしました。説明は日弁連等から説明担当者を招聘したり、泉親会の会員の自前で行

いました。裁判員制度に明確には反対するという参加者は少なかったですが、裁判員をやっても良いという意見とやりたくないという意見は拮抗していました（やや前者の方が多かったですが）。「模擬評議」や質疑においては、参加者の法律家とは少し違う健全な常識や、突っ込んだ質問にびっくりすることもたびたびでした。

法律相談会（法律、税務、社会保険、外国人）は当初は数十名の参加だったのが、相談希望者が多くないときもあり、「常設の相談でないことも影響があるのか、狛江市内に住んでる弁護士も多いし、市の定例の相談（毎週月、木の午前）、各弁護士会の相談、扶助協会・法テラスの相談、その他各種の相談の受け皿があるせいなのか、もともと相談のニーズがあまりないのではないか」等と悩んだこともあります。そもそも、外国人には、相談があるとの広報は伝わらないかも知れないし、オーバーステイなどの人は、行政の相談に来るわけがないのではないか、とも思いました。

私は、講演参加者等を増やすために、4年ほど前からときどき、会場（公民館）のまわりの住宅にポスティングを500～700枚していますが、裁判員の取り組みにあたってはそのビラを見て参加したという人が十名程度にのぼったこともあります。最近はマンションビラ入れについての逮捕事件なども多発しており、夜のポスティングは相当緊張感がありました。

20年度から、市の担当が広報の部署となり、市報および掲示以外に、新聞折り込み、新聞記事など

の広報も増え、参加者がかなり増えました。いかに広報が重要か、ということを実感しました。参加者がえると、市の担当者もより積極的になり、様々な提案をしてくれています。この活動が徐々に社会にも注目を浴びているのか、先日朝日新聞の多摩版で、「街の弁護士講座8年 狛江の団体、手弁当で法律解説」などと、市民法律講座が大きく報道されました。

地域活動のその他の分野への発展 ～教育現場との交流など～

泉親会は、市の法律相談を直接担当していません。それでも、社会福祉協議会の相談担当を持ちかけられたり、教育委員評価委員の推薦を求められたりしています。

教育現場との交流も進みました。泉親会会員の中村裕二弁護士（東弁会員）が市の教育委員であることもあります、前記の教育委員評価委員以外にも、市内の小中学校の校長、副校长との交流会が定期的に行われています。交流の中で、モンスター・ペアレントの問題など教育現場には様々な問題が渦巻いていることを実感しています。今後、具体的な相談会をどのように進めていくかが課題です。また、小学校での講演会、都立狛江高校での裁判員ビデオの上映会、説明会なども実施されました（平成20年7月の都立狛江高校のビデオ上映会では、裁判所のビデオ「審理」を使いました。だだっ広い体育館で数百名



の参加、ざわざわして集中していましたが、胸をナイフで刺すシーンの時、多くの子供たちの息をのむ音がしました。アンケートも一生懸命書いた子が多く、感動しました)。

学校の先生方は、様々な相談をかかえていますが、気軽に相談できるところがないとのことです。泉親会としては、いかに積極的にアピールしていくかが重要ではないか、と感じています。

一昨年は、木津川弁護士出身の青年会議所主催の裁判員制度の取り組みに協力しました。青年会議所会員の実行委員会がかなり準備し、弁護士会作成のビデオ（布団に顔を押しつけて窒息死させてしまったという事例）を上映して、グループに分かれて評議しました。

市民・行政を交えたネットワークを ～「事件過疎」の解消をめざして～

最近、法テラスに赴任した何人かの若手弁護士が地域での行政を巻き込んでのネットワーク作りをがんばっています。司法へのアクセス障害のうちの「事件過疎」（弁護士は身の回りに存在しているけれども法的トラブルが弁護士の元に持ち込まれない）という問題を解消しようという発想のもとと思われます。

地域で活動すると、いかに東京でも事件過疎があるかを実感します。少なくない人々が、弁護士費用は高そうあるいは弁護士は怖そうで相談しづらいと

感じ、誰が信頼できる弁護士かわからないから相談できなかったり、そもそも弁護士に相談しようという発想がなかったりします。地道に講演会や相談会、ビデオ上映会などを行い、宣伝広報することは事件過疎をなくす上で、とても有益な活動だと思います。そして、行政を交えたネットワークがきちんとできると、行政の側からもいろいろ提案が出てくるはずです。

私は、今、草の根の市民と手を携えてネットワークを作りたいと考えています。地域で様々なアンケートをみても、模擬裁判をやりたいとか、映画会をやりたい、自分も手伝ってもいいという声があります。私も地域の人々といっしょにそういう取り組みをしたいと思っています。しかし多忙のため、着手できていません。

日弁連名簿に弁護士の自宅が載らなくなつてから久しいです。そのため泊江市に住んでいるはずの若手弁護士に連絡が取れません。この文章を読んで、地域活動、地域の事件過疎解消の活動に関心がおありの方は連絡をいただけませんか。

地域の活動自体は、家の近くで、お金もかからないうえ、時間もそれほどはとられません（移動時間が少ないです）。いろんな知恵、ノウハウを持った先輩弁護士とも親しくなれます。いろんな切り口で、自分の発想で、たくさんの人との出会いがある楽しい活動ができると思います。関心のある方、一緒にやりませんか。

また、私たちの経験が、他の地域の活動にも参考になればと思います。